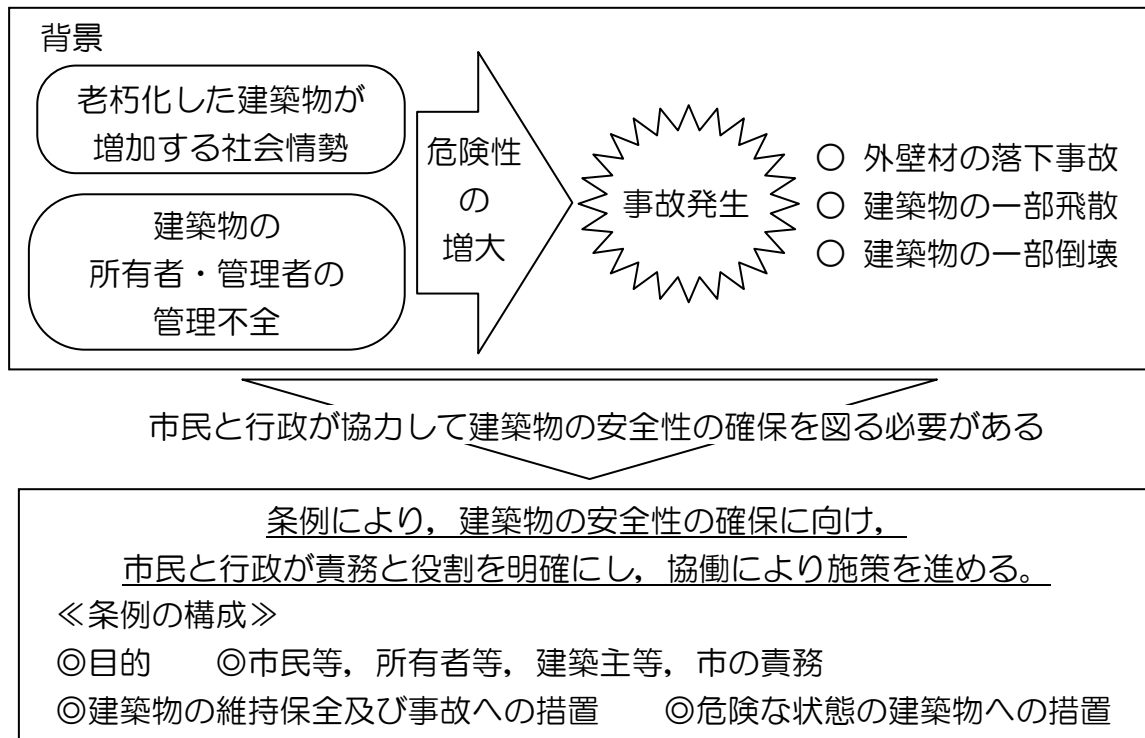


「新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例（仮称）」骨子案 パブリックコメントの実施について

近年、老朽化した建築物が増加する社会情勢の中で、所有者・管理者の管理不全に起因する建築物の外壁落下や一部飛散、一部倒壊など、老朽化した建築物による危険性が高まっています。

新潟市では、今後老朽化する建築物の増加が予想される中で、建築物の安全性の確保に向け、市民と行政が責務と役割を明確にし、協働により施策を進めることが必要であり、この条例を制定することとしました。

本条例は、①目的 ②市民等，所有者等，建築主等，市の責務 ③建築物の維持保全及び事故への措置 ④危険な状態の建築物への措置 により構成する予定です。



今後のスケジュール

- パブリックコメント
- 市議会へ提案

平成26年4月6日から平成26年5月30日
平成26年9月定例会を予定

問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課
担当：岸本・田口

電話：025-226-2845（直通）

パブリックコメント（市民意見提出手続き）

～「新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例（仮称）」骨子案について～

1 意見の募集期間

平成26年4月6日（日曜日）から平成26年5月30日（金曜日）

2 案の入手方法

- ① 市ホームページからのダウンロード
- ② 配布・閲覧場所での入手
配布・閲覧場所
〔 建築行政課 市政情報室 各区役所地域課 各出張所 中央図書館 〕

3 意見の提出方法

- ① 郵送 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市建築部建築行政課 監察指導係 宛
- ② ファックス 025-224-6011
新潟市建築部建築行政課 監察指導係 宛
- ③ 電子メール kenchiku@city.niigata.lg.jp
- ④ 直接持参 配布・閲覧場所と同じ

4 提出のあった意見の取り扱い

- ・この手続きにより収集した個人情報は、「新潟市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱う。
- ・意見に対する個別の回答は行わない。
- ・意見に対して、概要を取りまとめ、市の考え方と合わせてホームページ等で公表する。